

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第57号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表第29項第55号キ中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号ク中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同号ケ中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号コ中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同号サ中「第19条第4項」を「第20条第4項」に改め、同号シ中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号ス中「第21条」を「第22条」に改め、同号セ中「第22条」を「第23条」に改め、同号ソ中「第24条第1項」を「第25条第1項」に改め、同号タ中「第25条」を「第26条」に改め、同項第56号中「第13条第3項」を「第14条第3項」に改める。

別表第3の2の表第3項第7号中「（第1号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第11号とし、同項第6号中「（第3号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第10号とし、同項第5号中「（第3号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第9号とし、同項第4号中「（前号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第8号とし、同項第3号中「（第1号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可に関すること。
- (2) 法第4条第8項の協議に関すること。
- (3) 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可に関すること。

(4) 法第5条第4項の協議に関すること。

別表第3の2の表第3項に次の4号を加える。

(12) 法第51条第1項に規定する違反転用者等に対する処分に関すること。

(13) 法第51条第2項の規定による命令書の交付に関すること。

(14) 法第51条第3項の規定による違反転用者等に対する措置の実施及び公告に関すること。

(15) 法第51条第4項の費用の徴収に関すること。

別表第3の2の表中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

#### 附 則

この規則中別表第3の2の表の改正規定は公布の日から、別表第1の2の表の改正規定は平成28年10月1日から施行する。